

平成29年度 第5回 福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成29年10月20日（金）
午後2時00分～4時00分
- 2 場所 流山市役所第1庁舎3階庁議室
- 3 出席委員
鈴木（孝）会長 鎌田委員 鈴木（れ）委員 中委員 平原委員
永田委員 上平委員 米澤委員 栗飯原委員 小林委員 山名委員
- 4 欠席委員
石塚委員 大野委員 大津委員 新屋敷委員 奥野委員 小泉委員
- 5 市出席職員
宮島健康福祉部長 小西健康福祉部次長兼障害者支援課長
豊田社会福祉課長 菊池介護支援課長 横山高齢者生きがい推進課長
伊原健康増進課長

障害者支援課
岩本課長補佐

介護支援課
寺田課長補佐
竹之内介護予防係係長 大塚介護給付係係長

事務局（社会福祉課健康福祉政策室）
古林室長 高橋主任主事 齊藤事務員
- 6 傍聴者
なし
- 7 議題
 - ・第7期流山市高齢者支援計画の策定について
 - ・その他（連絡事項等）

8 議事録（概要）

（古林室長）

本日はお忙しい中、平成29年度第5回流山市福祉施策審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、第5回福祉施策審議会を始めさせていただきます。時間は最長で2時間（16時まで）を予定していますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

（鈴木（孝）会長）

会議に入る前に、委員の皆様には報告いたします。本日の出席委員は11名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定に基づきまして、会議は成立していることをご報告します。

今回は傍聴者が見えておりませんが、いずれ見えた場合には、会議の傍聴について、あらかじめご了承願います。

（事務局：古林健康福祉政策室長）

まず、配布しました資料の確認をさせていただきます。

○会議次第

○第7期高齢者支援計画（案）

を配布させていただきました。

不足されている方は、お申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

（鈴木（孝）会長）

それでは、会議次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。事務局から、説明をお願いします。

まず、1点目の第7期流山市高齢者支援計画の策定について説明をお願いします。

（事務局：宮島健康福祉部長）

今回お配りした資料でございますが、当日の配布となりましたことお詫び申し上げます。背景としましては、今回は将来人口の見直し作業を並行して行っています。流山市の上位計画である総合計画の母体となるのが、人口推計です。現在、その人口推計の作業を継続して作業しています。幸いにして流山市は、現在人口が増えている全国でも稀な自治体です。従いまして、この人口推計が、各種計画に様々な影響を与えます。非常に重要な推計値です。配布しました計

画のP 8をご覧ください。現状で示している人口数値ですが、今後総合計画を煮詰めていく中で、本年度末までに若干上方修正を想定しています。現在は、第一版の数字を用いています。ただ、流山市の今回の高齢者人口の計画においては、それほど変化はないと思います。しかしながら、若干変化が生じた場合には、こちらの数値に変動が起きると、ご理解をいただければと思います。これに伴いまして、担当課長から説明しますが、介護保険料に影響が出てくると思います。ただし、介護保険の算定においては、全国共通の算定式の中で基準額を算定しますので、こちらは、人口の変動があっても影響がないものと考えています。このまま推移していくものをご理解いただきたいと思います。こちらの資料が細かくなっていますが、効率的に説明していきますので、よろしくお願いたします。

(鈴木(孝) 会長)

それでは、説明をお願いいたします。

(事務局：高橋)

事務局説明

(事務局：伊原健康増進課長)

事務局説明

(事務局：菊池介護支援課長)

事務局説明

(鈴木(孝) 会長)

事務局からの報告について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

(上平委員)

P 7の事業所施設の状況ですが、有料老人ホームの合計数が何も書かれていないのですが、前の資料では、5になっています。何か理由があるのでしょうか。

(事務局：高橋)

誤植ですので、次回新しいものを提出いたします。

(鈴木(孝) 会長)

本当は、入るのですね。

(事務局：高橋)

はい、入ります。5では、ないと思います。

(上平委員)

小規模多機能施設は、非常に認知症の方に向いている施設があると、耳にしました。それを流山市で作る場合に規制は、あるのでしょうか。それと合わせて、補助等あるのですか。

(事務局：菊池介護支援課長)

小規模多機能施設は、通いのデイサービスが中心です。ホームヘルパーがいて、自宅を訪問し、生活援助や身体介護、それとお泊りのショートステイができます。この3つのサービスが可能です。市内には、圏域に1つずつあり、計4ヶ所あります。私は、これからは規制が必要だと思っています。小規模多機能施設は、運営が非常に苦しく、利用者を確保するのも難しく、経営も非常に困難です。小規模多機能施設をやりたいという人が出たら、今は認めざるを得ない状況です。やりたい事業者が出て、施設を整備して、正確に人員を揃えたので登録してください、と言ってきたら、今の流山市では断れないのです。いくつも施設ができてしまうと、お互いに顧客を取り合ってしまう、経営が破綻してしまうのではないだろうか。ゆえに、この4ヶ所は安定運営してほしい。折から圏域に1つずつありますので、小規模多機能施設の増加を止めよう思います。方法は、公募制です。このサービスについては、市が公募をする仕組みにしました、と公表します。市が公募をしない限り手を挙げられなくなってしまうのです。この4ヶ所でしばらく打ち止めにしたいと思います。

(上平委員)

小規模多機能施設を作る場合、市から補助金が出るのですか。

(事務局：菊池介護支援課長)

県から補助が出ます。施設が増える方向性は、ないと思います。

(鈴木(孝)会長)

それは、菊池介護支援課長の考えであって、全体的な考えかどうかを議論しなければならないのですね。そのような経営上の厳しさから判断されたことと思いますが、市としてはどうなのでしょう。

(事務局：宮島健康福祉部長)

補足ですが、現状で利用者側の負担額の問題も出てきます。色々な業者が一斉にデイサービスを展開しました。日本の都市部の方が、傾向が強いようです。中でも、通所型が非常に競合しており、サービスと実施母体にとって難しい環境です。将来、要介護者が増えていく中で、果たしてどこまでそのサービスが維持できるかが課題です。今、見直している中で様々なサービスを拡大していかなければなりません。

菊池介護支援課長が申し上げたのは、総合的に見ていくとデイサービス機能を整えた特別養護老人ホーム等でも、なかなかニーズが生まれてこない。そのような環境の下、施設を作ったのはいいのですが、採算が合わない。このような状況に置かれているのです。国が設計をして、このような事業をどんどん増やしていくよう掛け声をかけたのですが、蓋を開けてみると、社会の流れはまだそのようになっていないようです。これは現場の意見です。地域性もあるかと思えます。未来永劫規制をかけようというのではなくて、そういう配慮をしていかないと、せつかく事業者として手を挙げたところも存続しかねてしまう。今後第7期の中では、そのようなことを考慮していかなければなりません。

政策として、流山市全体で事業者の運営状況を確認しながら、どのような形で対応していくか、見極めていく必要があると思えます。菊池介護支援課長が申し上げた状況が、国の流れとして、指し示す方向があれば、この計画に盛るのですが、まだそこまでに至っていません。大きな課題かと思えます。要介護者は、間違いなく増加します。提供しているサービスが、その方々に適しているかどうか。開始時点と今の段階、7期以降の段階とで、再度検証していく必要が大いにあると思えます。そのような意味から、菊池介護支援課長が申し上げた配慮が必要かと思えます。皆様方の意見を聞きながら、この計画を監視しつつ、その辺りの環境整備をしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(鈴木(孝)会長)

ありがとうございました。上平委員、よろしいでしょうか。

(上平委員)

はい。

(栗飯原委員)

P93・97の流山市在宅介護医療介護連協拠点事業実施計画は、とてもい

いプランだと思います。これは、どのように構築されているのか考えると相当大変なことだと思います。これに近いものを始めた市も関東地方にあります。今まで試験的にやっていたのですが、P97の成年後見制度の利用促進と密な連携が出てきます。成年後見制度を知らない方も多く、一般の方の理解度やPRが不足していると思います。財産やお金に絡むことが中心とお考えになっているかと思いますが、財産だけでなく身上的なことにも、第三者に入ってくるのは抵抗があります。相談が、その段階で終わってしまうことも多々あり、次回会う約束をしても、そこで終わってしまうのです。

その辺のことを含めて考えた時に、後見の身上監護の範囲の中には、一緒に旅行に連れて行ってあげることでも可能です。他のこともできますが、一番難しいのは、病院の保証人になってくれとか、最期の看取りまでやってほしい、その後もお願いします、ということもだんだん親しくなってくると生じてきます。そうすると、できる範囲は、実はかなり限定されますが、それを別契約にすることもできるのです。最期の看取りまで、成年後見制度のPRをもう少しできればと思います。

(事務局：宮島健康福祉部長)

ありがとうございます。この計画全般に言えることですが、実は三カ年で区切っています。しかし、国は、どこに視野を向けているかという点、やはり2025年だと思います。これは、団塊の世代が一斉に75歳に達してしまう現象です。そうなってきた時に、私が健康福祉部長を拝命しまして、その環境をつぶさに見てきた段階で何を今からやって、どう理解していただくのがいいのか、審議会で申し上げたことがあります。

今から色々なシステムを構築しておかないと、75歳が2025年に到達した段階で一斉に助けてくれと手を挙げてもシステムは間に合いません。ですから、すでに構築を少しずつ手がけて行って、可能なものから地域に根ざしていこう。成年後見人制度もしかりだと思っています。現状では、恐らく団塊の世代の方々は、まだまだお元気です。皆さんが、「まだそんな制度、私には(必要ない)」、という感覚でいらっしゃいます。毎年毎年このような方が増え、何も対策をとらないまま、2025年に突然手を挙げられても難しい。

成年後見人制度もその一つで、その時になってから制度を整えようと思っても、いきなり全ての方々に対応するのは難しい。成年後見人の認知度が低いことについては、現状では、確かにその通りかもしれませんが、これから三カ年にわたる計画を通し、市民の皆様にはPRをしていくことはできます。これからの三カ年、審議会でも皆様にモニタリングを行い、ご意見を頂戴したいと思えます。それでも、成年後見人のなり手が一定数に達しないということがあれば、

それは PR 不足ではないかということが言えます。ですから、そうならないよう、広報の仕方を考えていかなければならないというのは今後の課題でもあります。

(栗飯原委員)

私の知り合いで、お体を悪くして、子どもとも疎遠になってしまって、長年旅行に行きたくても行けていないとおっしゃる方がいました。そこであるとき、私の方が奥さんを連れて一緒に旅行に連れて行って差し上げたのです。そうしたら、大変喜ばれました。しばらくしてその方は亡くなってしまったんですが、亡くなるときに会いたいと言ったのは、「栗飯原さんと呼んでくれ」と言ったそうで、私でした。それは嬉しかったですね。こういうことも後見の中で出来ることとして、あるのです。

p 83 の緊急通報装置について、お聞きしたいのですが、これは一軒に一か所設置するものなのですか。

(事務局：横山高齢者生きがい推進課長)

緊急通報装置は高齢者や重篤な障害のある方等に配布しており、本体は固定して設置し、もうひとつの方をぶら下げるなどして携帯し、通報すると消防と連絡を取ることが出来ます。

(栗飯原委員)

利用率はどのくらいですか。どのくらい配布しているのですか。

(事務局：横山高齢者生きがい推進課長)

本年度は 16 件ですが、全体で 250 件ほどです。

(鎌田委員)

p 45 の成年後見制度について、宮島部長から PR が大事だというお話がありました。それ以上に、相談体制を強化することが重要なのではないのでしょうか。成年後見人の役割として、財産管理が一番大事なことのひとつと思いますが、不正利用の防止策というのは出来上がっているのでしょうか、というところが大変気になっています。今の成年後見の制度は、後見人の善意で成り立っています。ですが、そのような人だけではなく、もし集団詐欺をするような人が市にこのような制度があると知り、利用してやろうと入り込んだらどうなるのでしょうか。実際に、市の講習でもそのような人を見かけたことがあります。ただ制度を PR し、後見制度を促進するだけなのではなく、しっかりと不正防止も考えていかななくてはならないのではないのでしょうか。ただの利用促進だけではない

けないと思います。

p 6 1 のイ) 総合事業の概要の中の要支援者に係るサービスの提供という項目について、「介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスの他、ニーズに応じた多様な訪問型通所型サービスを提供します。」とありますが、これは、サービスを提供するのは市ではなく事業者ですよね。この書き方ですと、市が介護サービスをしてくれるように解釈出来てしまいます。市がサービスを提供するわけではないのですから、「提供を支援します」というような書き方に表現を変えてはどうでしょうか。

それと、集中支援チームというのは、介護支援課の中にあって、場合によっては医師会の大津先生にも行っていただいたりしていると思うのですが、一般市民が窓口に行って、利用を希望すれば、対応してもらえるのでしょうか。

p 9 5 の生活支援コーディネーターについてですけれども、国の方が考える生活支援コーディネーターというのは、要支援者と支援者とのネットワークづくりをする役目ということだったと思うのですけれども、流山市では、あまり活動していないのでしょうか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

まず、成年後見制度についてですが、前回の審議会でも議論に上がりまして、課題も多々あったものでした。今、鎌田委員からありました、表現の仕方については、今後検討していかなければならないものと思います。計画を策定するにあたって、市民の皆様には十分理解していただけるように検討していきますので、ご意見いただければ幸いです。

(事務局：菊池介護支援課長)

要支援者に係るサービスの提供について鎌田委員からご指摘のありました表現ですが、確かにサービスを提供するのは市ではないので、表現を変更します。

また、集中支援チームについては、地域包括支援センターから連絡の入った方に対して、チームで訪問を行っております。今年度も数件の訪問を行いました。1件、大津先生に行っていただいたところもありました。

生活支援コーディネーターが流山市ではあまり活動していないのではないかというご意見ですが、国が求めている生活支援コーディネーターの役割とは、地域の困りごとへ対応することです。地域で解決できないことをコーディネーターに解決してもらおうということです。この生活支援コーディネーターを流山市でも配置しまして、3年たったわけですが、本当に地域で困って対応まで出来ないことが無いと思います。地域だけで解決できない本当の困りごとというのが無い。山間や村といった場所では別でしょうが、そういった地域とは

また違い、流山市では、地域だけで解決できない課題が出てこない。とはいえ、本当に地域で解決できない問題が出てくるかもしれないので、地域会議に出てもらって、そこで問題があれば市に挙げてもらうということになっているのですが、今のところ出てきていないのです。

(事務局：宮島健康福祉部長)

第6期の計画策定に当たり国からも要望がありました。サービスや制度は、各自治体にマッチしているものでも、国の方向性に合わないものも多々あります。こうした課題に、第7期の計画では、委員や市民の皆様理解される表現に変えていくものですので、ご意見いただきますようお願い致します。

(上平委員)

鎌田委員からご意見がありましたが、私は成年後見という制度はポジティブに捉えていきたいと思えます。現在、課題もありますが、それは成年後見制度の法律に問題があります。しかし、それをベースに考えていかなければなりません。成年後見の制度自体は非常に大切なものです。p23のアンケート調査では、成年後見制度を利用するとしたらだれに頼みたいですかという質問があります。親族が半数、あとはほとんどが専門職の人とかわからないとかで、市民後見人を希望する人はわずかです。これは、市民後見人という制度を知らないということが大きいのではないのでしょうか。

専門職では主に財産管理を中心に行います。ところが、この成年後見制度を受ける人は体が弱っており、財産管理よりも、身上監護で体の調子をみたり病気の状態を気にかけてあげることが大事です。ある弁護士は一人で30人を抱えていたという話を聞いたことがあります。その弁護士の方は財産管理を中心に行っていました。財産管理も大切ですが、何がその人にとって一番大切かを考えると、身上監護にあるような体や心を見てあげること、それをできるのが市民後見人ではないのでしょうか。

専門の管理も大事ですが、市民の中の志ある方に、支え合いなどしてもらった方が、本当にその人のためにはなる。流山市の広報でも、市民に向けて後見制度の研修等があると載っているのを見たことがあります。しかし、まだまだ認知度が足りない。市としても後見人の養成をぜひお願いしたい。

(事務局：宮島健康福祉部長)

ここまで表記の問題をはじめ、多々皆様のご意見をいただきまして、何が現状では欠けているのか、何を是としていくのか、というのが現段階ではまだ未

消化だということです。そこを解決していくために、どうしていかなければいけないかという、表記の仕方を工夫し、PRにつなげ、うまくいけば制度化していくことが出来ます。今皆様に仰っていただいたことを踏まえ、各制度のメリットとデメリットを検討し、制度化し、計画として掲げていきます。

(鈴木(孝)会長)

お時間があまりありませんが、他によろしいでしょうか。

(上平委員)

p 64の表の中の訪問型サービスBというのは、「住民主体による支援」とありますね。つまり、やるのは市民ということ。こうしたサービスは市民が協力しないと成り立ちませんね。そういうことは、そう書いてもらったほうが良いと思います。市民の協力なしに実行できないのですから、そのように書いてください。

(事務局：菊池介護支援課長)

訪問型サービスのB型というのは、市民が5人以上の団体を作り、その活動に対し市が支援をしていくというものです。確かに、市民の協力のもとで、市民がやってくれないといけませんので、そのように表記を変更します。

<質疑終了>

(議長) 時間の関係から、以上でよろしいでしょうか。

次に、事務局から第1期流山市障害児福祉計画の策定について事務局から報告・説明をさせていただきます。

(事務局：小西障害者支援課長)

事務局説明

(議長) それでは、事務局から連絡事項はありますか。

(古林室長)

前回同様、ご質問やご意見がありましたら事前に事務局までご連絡ください。様式は自由ですので、ご協力よろしく申し上げます。

今後の予定ですが、第6回の福祉施策審議会の開催日時と場所の予定は次のとおりです。

平成29年11月6日 午後2時～ 301会議室

また、11月24日以降に新しく委員に選任された方には後日通知をお送りしますが、第7回の福祉施策審議会では委員の任期満了に伴い、委嘱式を行います。予定は次のとおりです。

平成29年11月24日 午後2時～ 301会議室

配布した資料については、次回もお持ちいただきますようお願いいたします。たいへんお忙しいとは思いますが、どうぞよろしく願いいたします。事務局からは、以上でございます。

(鈴木(孝)会長)

他にないようでしたら、本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。

(古林室長)

鈴木会長には、議事進行ありがとうございました。

以上をもちまして、平成29年度第5回流山市福祉施策審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。